

84%
OFF

団体割引30%、優良割引76%、
健康経営割引5%

NTTグループ福利厚生商品 / NTTグループ社員の皆さまへ

2025年度

病気やケガで長期間働けなくなった時の 収入減少を補う保険

NTTグループ団体



給料補償保険 (GLTD)

※給料補償保険は、GLTD(団体長期障害所得補償保険)の略称です



本人付保

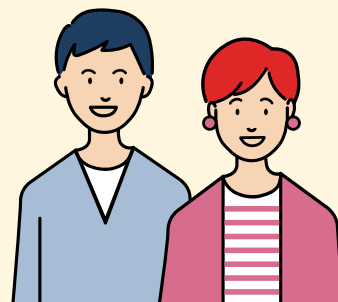
月々わずか

1口 **61円**

※30～34歳男性・65歳まで
補償プラン(65T)の場合

最長**65**歳まで補償

※加入プランにより異なります。



例えばこんな場合にも…



妊娠・出産による
身体障害で入院



医師の指示による
自宅療養やリハビリ期間



復職後の収入減少



地震・噴火・津波
による病気やケガ



精神障害

*病気や怪我で就業障害になり、連続200日を超えて働けない状態が続いた場合に、201日目から補償対象となります。

お申込み、商品内容の確認は
WEBでカンタン!

このご案内は概要を説明したものです。
詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

今すぐお申込みは
こちらから



保険期間 ▶ 2025年4月1日～2026年4月1日 ★毎年自動更新

※保険期間の途中でもご加入いただけます。詳細は8ページをご覧ください。

保険契約者：日本電信電話株式会社 加入者の範囲：NTTグループの在職者(退職された場合はご加入、ご継続いただくことはできません。)

取扱代理店

引受保険会社(幹事)

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

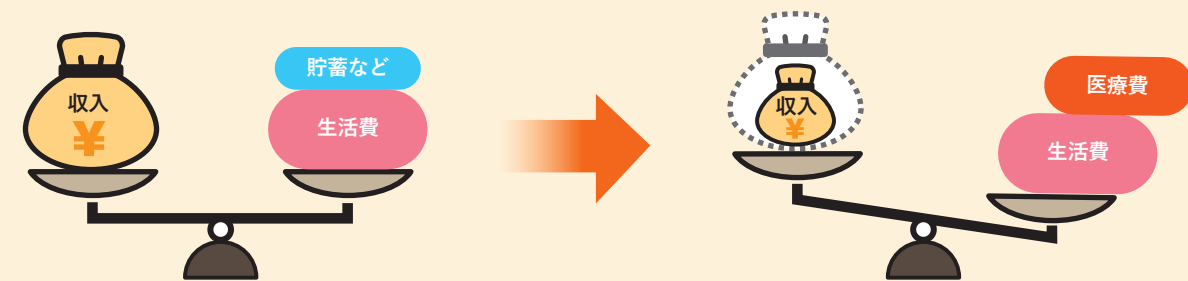
<https://www.ki-ra-ra.jp/>



損害保険ジャパン株式会社

病気やケガで働けなくなったら収入はどうなる？

もし病気やケガで長い間働けなくなったら・・・



入院費などの医療費がかさむ一方で収入が減少します。

1
「不安」その

収入減は会社や公的な給付でどれだけカバーできる？

長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難です。

一定期間は病気休暇など会社の制度により収入が確保できますが、休業が長期にわたればいずれ収入が途絶えることに。公的給付も、傷病手当金*1が最長で、1年6か月支給されるほか、障害の程度により障害年金が給付されますが、収入は大幅に減少します。

■万一長期の就業障害になったとき、収入の減少は止まりません



*1 傷病手当金…公的給付にて標準報酬日額の2/3が最長で1年6か月支払われます。さらに、付加給付として、支払いが最長1年6か月延長される場合があります。(年収ベースでは健康時の所得の半分以上のカバー率)
*2 障害年金…障害厚生年金(障害等級1～3)、障害基礎年金(障害等級1・2)の場合(非常に重度の障害が残ったと認められた場合)に認定され、給付されます。

2
「不安」その

生命保険に加入していれば大丈夫？

一般的な生命保険に加入していても、長期就業障害による収入減は保障されません。

一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費(支出)に備える保険。生存中に働けなくなった場合の収入減には対応していません。

■生命保険以外でも長期就業障害による収入減をカバーする保険はありません

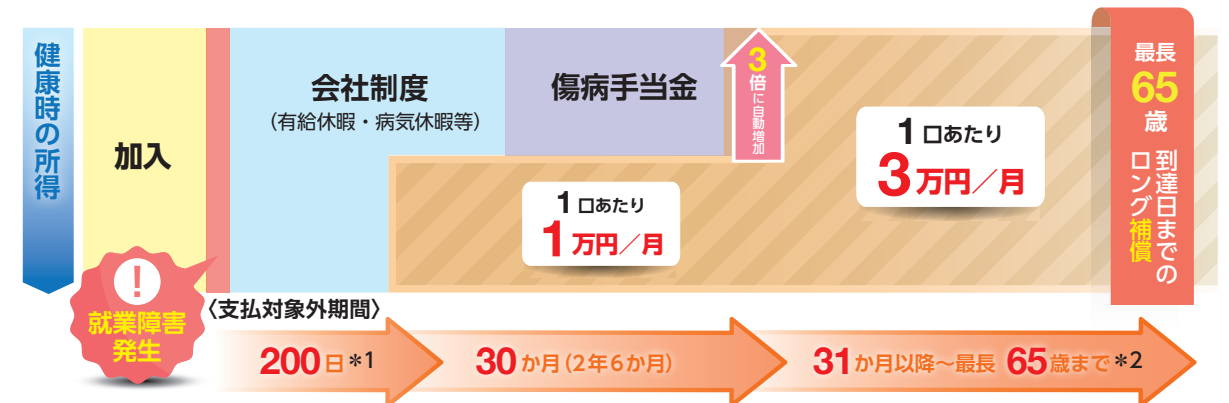
保険商品	死亡	入院(ケガ)	入院(病気)	リハビリ	自宅療養	
医療保険		●	●			入院期間中に支払われ、その目的は入院費用の保障です。
傷害保険	●	●				突発的な事故によりケガをした場合に支払われます。
死亡保険	●					保険金は死亡時に支払われ、その目的は遺族の生活費保障です。
GLTD		●	●	●	●	病気やケガによって働けなくなった場合の収入減少をカバーします。

ケガや病気による収入減少+医療費等の支出増加をGLTDが長期的にサポートします

1
「安心」その

働けなくなったときに保険金をお受け取りいただけます

病気やケガで就業障害となり、200日*1を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。病気やケガの発生原因が国内・国外を問わず補償されるので安心です。



*1 妊娠に伴う身体障害補償特約での支払対象外期間は90日となります。
※200日の支払対象外期間中に一時的に復職し、その原因となった身体障害によって再び就業障害となった場合には、その支払対象外期間において通算した復職日数が14日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
※妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払いの場合、90日の支払対象外期間中に一時的に復職し、その原因となった身体障害によって再び就業障害となった場合には、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
*2 精神障害による就業不能は最長3年間の補償となります。

どうして補償額が途中から3倍になるの？

就業障害期間が長期化すればする程、会社等の手当が減少し「収入の減少」が大きくなるため、30か月を超えると3倍に増額する仕組みになっています。会社制度等による手当により収入が確保できる期間の補償を抑えることで合理的な補償となり、低廉な保険料を実現しています。

2
「安心」その

精神障害を原因とする場合も最長36か月の充実補償です

一定の精神障害*についても補償対象となります。ただし、精神障害を原因とするお支払いは最長36か月となります。

*お支払対象となる精神障害の例：気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等。ただし、薬物依存、アルコール依存等は補償の対象となりません。

3
「安心」その

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の病気やケガをカバーいたします

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しても補償する、天災危険補償特約がセットされています。

4
「安心」その

医師の指示による自宅療養・リハビリ中、一部復職時も補償します

入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養・リハビリ期間の休職も保険金支払いの対象となります。また仕事に復帰した後も就業障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満の場合は、その減少した所得の割合に応じて補償が継続されます。

5
「安心」その

妊娠・出産等で働けなくなった場合も補償の対象になります*

*妊娠等に伴い生じた身体障害により就業不能になった場合に限りです。
妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の支払対象外期間は90日となります。

補償プラン・加入口数の選び方

STEP 1 補償プランをきめましょう

- 「65歳まで補償プラン(65T)／60歳まで補償プラン(T)」のいずれかをお選びください。
 - ・「65歳まで補償プラン(65T)」にご加入の方が、64歳で就業障害になった場合、支払対象外期間200日経過後から5年間補償が継続されます。
 - ・「60歳まで補償プラン(T)」にご加入の方が、59歳で就業障害になった場合、支払対象外期間200日経過後から5年間補償が継続されます。
- (注) 医師の診断により働けない状態が続いている場合に限りです。

STEP 2 加入口数(保険金額)をきめましょう

- 加入口数(保険金額)とは?「お支払いする保険金の限度額」のことをいいます。
- 加入口数(保険金額)の選び方年収区分における口数の目安以下でご加入ください。

STEP 1 月払保険料(1口あたり)

団体割引等による割安な保険料でご加入いただけます。

保険期間1年、支払対象外期間200日*、天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約セット、1口あたりの保険金額:補償開始後30か月間 1万円 補償開始後31か月以降 3万円

* 1 妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の支払対象外期間は90日となります。

●65歳まで補償プラン(65T)／60歳まで補償プラン(T)

満年齢	65歳まで補償プラン(65T) (60歳以上の方は5年間)		60歳まで補償プラン(T) (55歳以上の方は5年間)	
	男性	女性	男性	女性
15～24歳	54円	41円	52円	38円
25～29歳	56円	54円	52円	50円
30～34歳	61円	70円	56円	63円
35～39歳	72円	97円	64円	85円
40～44歳	105円	145円	87円	119円
45～49歳	148円	198円	110円	144円
50～54歳	200円	247円	113円	135円
55～59歳	198円	213円	146円	154円
60～64歳	254円	240円		

NTTグループ
団体割引等による割引率

割引率
84%

団体割引30% 優良割引76%
健康経営割引5%

- ・保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は更新後の保険始期日時点(4月1日)での満年齢による保険料となります。
- ・年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・団体割引、優良割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ・本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2024年10月現在)

STEP 2 加入口数の目安

口数はご加入直前12か月における
年収区分に応じて設定してください。

- ※口数の目安は年収区分の7割になるように設定しております。
- ※年収を超えた保険金額でご加入された場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

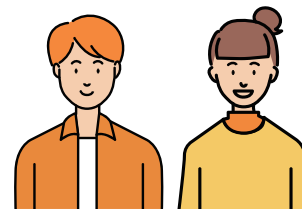
年収区分	加入口数の 目安	保険金額(月額)	
		30か月まで	31か月以降
200万円～300万円	4口	4万円	12万円
300万円～400万円	6口	6万円	18万円
400万円～500万円	8口	8万円	24万円
500万円～600万円	10口	10万円	30万円
600万円～700万円	12口	12万円	36万円
700万円～800万円	14口	14万円	42万円
800万円～900万円	16口	16万円	48万円
900万円～1,000万円	18口	18万円	54万円
1,000万円以上	20口	20万円	60万円

ご加入例

年収区分
400～500万円

**65歳まで
補償プラン(65T)の
場合**

30歳



加入口数

8口

月払保険料

**84%
OFF**

男性

488円

割引適用前保険料
約3,320円

女性

560円

割引適用前保険料
約3,808円

補償内容

補償開始後30か月まで **保険金額 8万円/月額**

31か月以降65歳まで **保険金額 24万円/月額**

保険金のお受け取りイメージ

■お支払いする保険金額

- 1 業務に全く従事できない場合**
補償開始から30か月まで▶ **1万円×加入口数**
補償開始から31か月以降▶ **3万円×加入口数**
- 2 一部復職(復職したが収入が健康時の80%未満)の場合**
補償開始から30か月まで▶ **1万円×加入口数×所得喪失率***
補償開始から31か月以降▶ **3万円×加入口数×所得喪失率***
※所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額)÷就業障害発生前の所得額

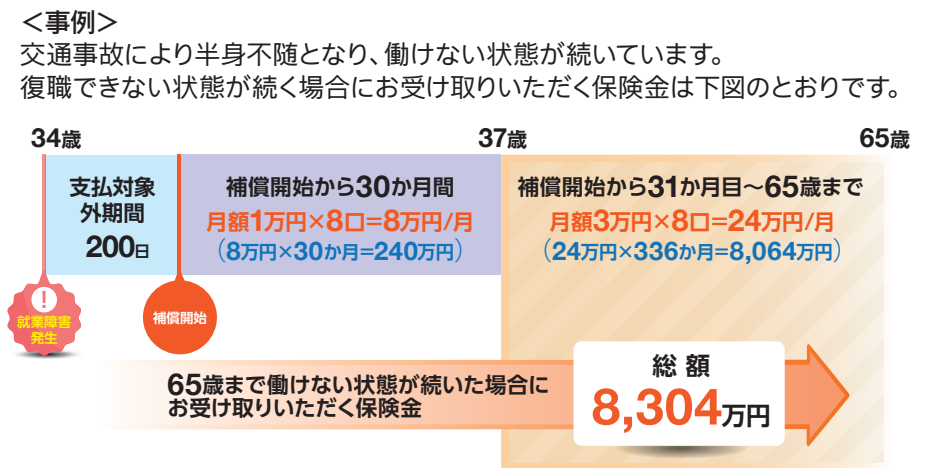
※お支払いする保険金には、物価調整機能(増額のみ)があります。実際のお支払いは就業障害発生日で異なります。
※年収を超えた保険金額でご加入された場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

①業務に全く従事できない場合

34歳 男性



**65歳まで
補償プラン(65T)に
8口ご加入
月払保険料は488円**

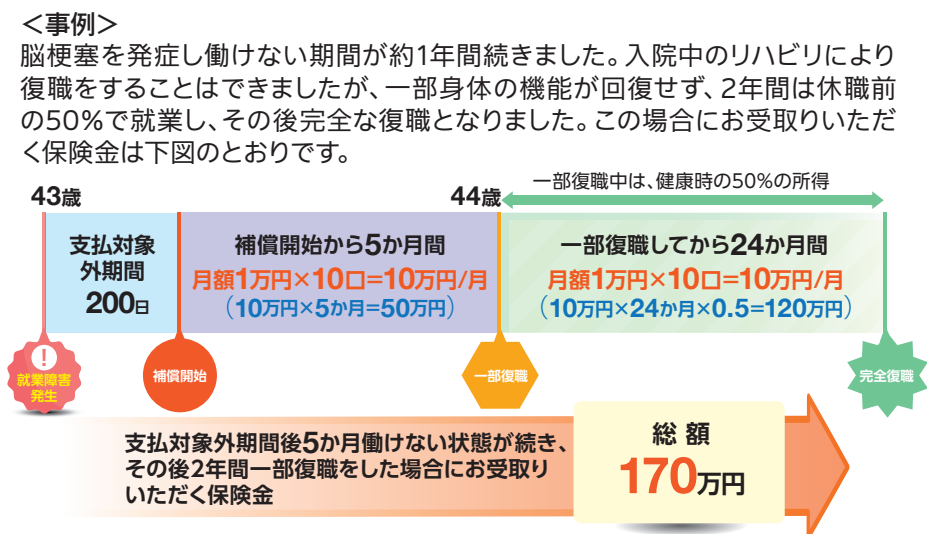


②一部復職の場合

43歳 男性



**65歳まで
補償プラン(65T)に
10口ご加入
月払保険料は1,050円**



よくあるご質問

Q 1 「60歳まで補償プラン(T)」を「65歳まで補償プラン(65T)」に変更できますか？ 加入口数を増口(増額)することはできますか？

A 1 更新手続時のみ変更(増口)が可能です。その場合には再度告知が必要となります。また、再告知によりプラン変更や増口ができなかった場合でも、これまでの補償内容でご継続いただけます。(保険期間中の中途でのプラン変更・増口はできません)

Q 2 現在64歳ですが「65歳まで補償プラン(65T)」に加入できますか？ その場合の対象期間は65歳まででしょうか？

A 2 ご加入いただけます。満60歳以上の方が「65歳まで補償プラン(65T)」にご加入の際は対象期間が5年間となります。

Q 3 一部復職とはどのような状態をいいますか？ また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか？

A 3 一部復職とは、業務に復帰はできても依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全に従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えている状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金を受け取ることができます。

Q 4 支払保険料は、年末調整等の控除対象になりますか？

A 4 はい。お支払いいただいた保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。

Q 5 保険金の支払いを受けている間も保険料は払い続けなければいけませんか？

A 5 ①保険料のお支払いをやめる場合
保険から脱退することで保険料を支払う必要はなくなります。ただし、復職したときに再度保険加入を希望される場合、再度告知が必要となるため、再加入できない可能性があります。(すでに支払いを受けられている保険金は脱退を理由に休止されることはありません。)

②保険料のお支払いを継続する場合
保険金支払いを受けている期間中も保険から脱退しないかぎり、引き続き保険料をお支払いいただく必要があります。その場合、復職後も再度告知することなく、補償を継続することが可能となります。

Q 6 復職後に就業障害が再発した場合はどうなりますか？

A 6 ①6か月以内に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と同一のものとみなし、支払対象外期間*は新たに適用せず保険金をお支払いします。(精神障害を原因とするお支払いは最長36か月となります。)なお、6か月以内に別事由の就業障害が発生した場合は新たに支払対象外期間*を適用します。

②6か月経過後に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と異なる就業障害とみなしますので、再発後、新たに支払対象外期間*を適用し、200日を超えて就業障害が継続した場合に、保険金をお支払いします。

Q 7 現在休職中ですが加入できますか？

A 7 毎月給料の支払いを受け、かつ告知がすべて「いいえ」に該当する場合にご加入いただけます。(休職中かつ無給の方はご加入いただけません。加入前(保険開始前)に発症した疾病が原因で就業不能状態となったとき、保険金が支払われない場合がございます。ご注意ください。(詳細はパンフレットの9ページをご覧ください。))

Q 8 住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 8 NTT向けポータルサイト(N-Biz Life Station)のNTT団体・団体扱保険ページ：<https://www.ki-ra-ra.jp/ntt-dantai/> から、お手続きができます。または、きらら保険サービスまで、お問い合わせください。



*支払対象外期間についてはP2をご覧ください。

Q 9 加入口数はどのように設定したらよいですか？

A 9 加入口数はご加入直前12か月における平均月間所得額をもとに設定してください。給与明細の「総支給額」から「住宅手当」や「通勤手当」等を除いた額を年収区分と読み替えて口数を設定してください。(賞与や時間外手当は所得に含みます。)

【例】以下の給与明細の場合、8,750 から 25,000 を差し引いたものが給与所得となります。
※口数の目安はP.3をご確認ください。

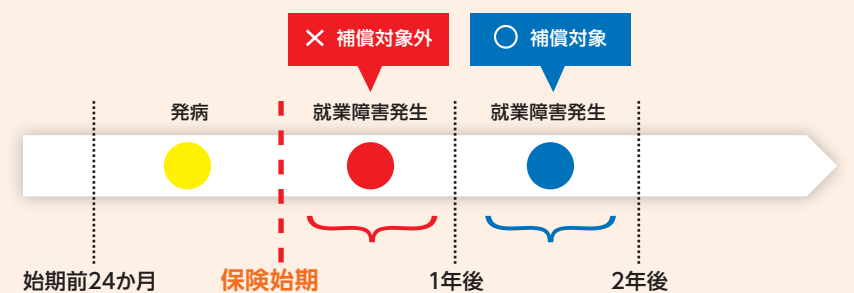
支給	基本給	役職手当	資格手当	休日手当	時間外手当	総支給額
	240,000	30,000	0	0	0	
	通勤手当	家族手当	住宅手当	扶養手当		
	8,750	0	25,000	10,000		313,750
控除	介護保険	健康保険	厚生年金	雇用保険	社会保険合計	控除合計
	0	13,800	25,600	860	40,260	
			所得税	住民税	税額合計	
			11,000	19,000	30,000	70,260
勤怠	労働日数	出勤日数	有給消化日数			差引支給額
	20	20	0			
	労働時間	欠勤日数	時間外労働			
		0	0			243,490

Q 10 再雇用等で前年より年収が大幅に減少する予定ですが、どう加入したらよいですか？

A 10 収入の減少に合わせて口数を設定ください。(保険期間中途での口数削減も可能です。)

Q 11 加入前(保険始期前)に発症していた病気やけがを原因とした就業障害は補償の対象となりますか？

A 11 ご加入初年度の保険期間の開始時直前の24か月に発病した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害が発生した場合は、保険金をお支払いします。



Q 12 退職した場合、保険の扱いはどうなりますか？

A 12 退職日をもって保険期間(保険の対象期間)は終了します。保険料は補償対象月の翌月に給料控除にてお支払いをいただいているため、退職後に退職月分の保険料のお振込みをご案内します。(期日までに保険料のお振込みがない場合は、退職月の補償はされません。)

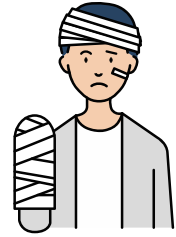
Q 13 カフェテリアメニュー制度で<会社付保>には加入していますが、補償が十分か心配です。補償額を増やすにはどうしたらよいですか。

A 13 <会社付保>は2口分の補償となり、実際の収入に対して補償額が不足しております。ご自身の収入や必要な金額に合わせて、<本人付保>へ加入をご検討ください。

お支払い事例

※支払対象外期間200日
※精神障害を原因とするお支払いは最長3年間となります。

交通事故にあい働けない状態が
25年続いた



総額 **8,190**万円

脳梗塞により働けない状態が
18年続いた



総額 **6,804**万円

脳挫傷により、働けない状態が
10年間続いた



総額 **2,100**万円

適応障害により、
働けない状態が続いた



総額 **768**万円

うつ病により、
働けない状態が続き、その後退職。

※退職しても、医師の指示による就業障害が継続している場合は支払対象となります。ただし、他の会社で復職されると支払対象外となります。



総額 **576**万円

がん治療で入院し8か月後に復職。
復帰後も勤務時間の短縮が
4か月続いた。

(勤務時間の短縮により、収入は健康時の70%)



総額 **38**万円

これらは事例であり、実際の事故等によってお支払保険金の額は異なります。

お申込方法

▼加入者の範囲

下記の条件にあてはまる方が加入対象となります。

日本電信電話(株)およびその系列会社*の在職者で、毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除が可能なる方。

*系列会社とは日本電信電話(株)の子会社および関連会社を指します。

65歳まで補償プラン(65T)/60歳まで補償プラン(T)

※60歳まで補償プラン(T)については保険始期日(中途加入日)現在で満18歳以上満59歳以下の社員が対象となります。また、65歳まで補償プラン(65T)については保険開始期間の初日(中途加入日)現在で満18歳以上満64歳以下の社員が対象となります。

▼新規申込み・更新手続方法

保 險 期 間 …… 2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

保 險 料 …… ・保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点(4月1日)での満年齢による保険料となります。
・年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

保険料支払い …… 保険開始月の翌月からの給料控除(毎月)となります。

申 込 締 切 日 …… 2025年2月28日

手続きの方法 …… (1) 新規にご加入の方
①インターネットでのお手続きの場合 NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からご加入のお手続きができます。
②加入申込書(紙)でのお手続きの場合 きら保険サービス(フリーダイヤル0120-590-251)まで資料請求をお願いします。
＜資料が届いたら＞
・加入口数をお選びください。加入口数は年収区分による加入口数の目安がありますので、ご注意ください。
・加入申込書・被保険者健康告知書に必要事項をご記入、ご署名ください。
・加入申込書・被保険者健康告知書はコピーのうえ保管ください。
※詳しくは記載例をご覧ください。
(2) すでにご加入の方
変更がない場合は自動更新となりますのでお手続き不要です。内容変更等(住所変更・口数変更)がある場合はインターネットからのお手続き(*)となります。詳細は更新案内をご覧ください。
(*) NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からお手続きできます。

中途加入の場合
の保険責任開始 …… ①インターネットでお手続きの場合 毎月14日までにインターネットで手続きが完了された方は翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)の午前0時から保険開始となります。
②加入申込書(紙)でお手続きの場合 毎月15日までに到着した加入申込書は翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)の午前0時から保険開始となります。
中途加入の受付は2025年12月15日(インターネットでのお手続きの場合は12月14日)までとさせていただきます。次年度は2026年2月上旬からお申し込みいただけます。

退職時の扱い …… 退職日をもって保険期間(保険の対象期間)は終了します。保険料は補償対象月の翌月に給料控除にてお支払いをいただいているため、退職後に退職月分の保険料のお振込みをご案内します。ご案内が届きましたら、必ず期日までに保険料のお振込みをお願いします。(期日までに保険料のお振込みがない場合は退職月の補償はされません)

休職時の扱い …… 休職時は解約のお申し出がない限り、原則保険は継続します。ただし、保険料の給与控除が出来なくなった際には、口座振替に変更するお手続きと、変更期間中に保険料のお振込みをご案内します。

告知の大切さについてのご説明

告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

契約概要のご説明

※必ずお読みください

契約概要・注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- この書面は、ご加入いただく保険に関するすべての内容をご記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはきら保険サービスまでお問い合わせください。また、保険約款が必要な方はきら保険サービスまでお申し出ください。
- 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

- 保険の種類と団体割引**
団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 割引率について**
①団体割引
現在の団体割引は30%を適用しております。
②優良割引（経験損害率による保険料料率の修正）
保険金お支払実績（総保険金）およびご加入実績（総保険料、加入者数）に基づき毎年決定されます。2025年4月1日の割引率は76%を適用しております。
③健康経営割引
現在の健康経営割引は5％を適用しております。
- 新規加入申込締切日**
2025年2月28日
- 保険期間**
2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで
【中途加入の場合】
①インターネットでお手続きの場合（14日過ぎの受付分は翌々月1日、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。
②加入申込書（紙）でお手続きの場合（15日過ぎの受付分は翌々月1日）毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。
中途加入の受付は2025年12月15日（インターネットでのお手続きの場合は12月14日）までとさせていただきます。次年度は2026年2月上旬からお申込みいただけます。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等**
引受条件（保険金額、対象期間、支払対象外期間（保険金をお支払いしない期間）等）、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者（被保険者）の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。65歳まで補償プラン(65T)、60歳まで補償プラン(T)のいずれかひとつのプランへのご加入となります。2か月連続で引き落としができなかった場合は最後に引き落としされた月の1日をもって脱退となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引き落としから2か月連続で引き落としができなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。
- 保険契約者**
日本電信電話株式会社

補償の内容（保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合）

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業障害になった場合

■お支払いする保険金の主な内容

被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。お支払いする保険金の額（月額）＝保険金額× 所得喪失率（※1）

（※ 1）所得喪失率＝（就業障害発生前の所得額－回復所得額）÷就業障害発生前の所得額

（注1）就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額（60万円）を限度とします。

（注2）保険金額（支払基礎所得額）が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を日割計算します。

（注3）保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。

（注4）補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。保険金をお支払いする期間（※）＝就業障害である期間－支払対象外期間（※）協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）を超えた時から対象期間（60歳または、65歳に達するまで）が始まり、その対象期間内における就業障害である期間（日数）をいいます。対象期間が60歳まで補償プラン(T)のご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。対象期間が65歳まで補償プラン(65T)のご契約については、ご加入時に満60歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。

（注5）対象期間（60歳または、65歳に達するまでもしくは5年）を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。

（注6）原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。

（注7）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した

- 加入対象者**
日本電信電話(株)およびその系列会社*の在籍者で、毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除が可能な方。
*系列会社とは日本電信電話(株)の子会社および関連会社を指します。
- 被保険者**
加入対象者ご本人、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）現在で満18歳以上満64歳以下の方が対象となります。
- お支払方法**
給料控除（2025年5月分給料から毎月控除となります〔12回払〕）※中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の翌月の給料から毎月控除します。
- ご加入方法**
【新規ご加入の方】
①インターネットでお手続きの場合
NTTグループ向けポータルサイト（N-Biz Life Station）からお申込みください。
※N-Biz Life Stationのご利用ができる方にかぎります。
②加入申込書（紙）でお手続きの場合
きらら保険サービスに資料請求していただき、加入申込書でお申込みください。
- 【すでにご加入の方】**
すでにご加入の方については、前年と同等条件で継続加入を行う場合、お手続きは不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、お手続きが必要となります。保険金額の増額、補償を拡大して継続される場合は、改めて健康状態に関する告知が必要となります。
- 中途脱退**
この保険から脱退（解約）される場合は、きらら保険サービスまでご連絡ください。
- 団体割引、優良割引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増利率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。**
- 満期返れい金・契約者配当金**
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

後に就業障害となった場合を除きます。

- 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額
- （注8）支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）および対象期間を適用します。（注）業務に全く従事できない期間が支払対象外期間の200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日）を超えた時から対象期間（60歳または65歳に達するまで）となります。対象期間が60歳まで補償プラン(T)のご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。対象期間が65歳まで補償プラン(65T)のご契約については、ご加入時に満60歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の日の翌日から起算して5年間となります。
- （注9）前記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率（※2）をもとに損保ジャパン所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。（※2）物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数（全国総合）」をもとに算出します。
- ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。
- ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。
- （注10）精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。
- （注11）妊娠に伴う身体障害補償特約をセットした場合、被保険者の妊娠、出産、早産、流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、支払対象外期間は、90日とします。

師が用いた場合を除きます。）

- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※3）を除きます）、核燃料物質等によるもの
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見（※4）のないもの)
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転

- 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害
- 発熱等の他覚的症状のない感染　など
（注）精神障害補償特約がセットされていますので、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります（血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とは

なりません。）。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。

- （※3）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- （※4）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（注）団体長期障害所得補償保険を複数ご契約（※）された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

（※）他社のご契約を含みます。

用語のご説明

- 身体障害…………… 傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。
- 傷害（ケガ）…………… 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
- 疾病（病気）…………… 傷害以外の身体の障害をいいます。
- 身体障害を被った時 …… 次の①または②のいずれかの時をいいます。
①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。
②疾病については、医師の診断による発病の時。
ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
- 就業障害…………… （支払対象外期間中の就業障害の定義） 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。（対象期間中の就業障害の定義）…………… 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
- 所得…………… 業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
- 支払基礎所得額…………… 保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
- 平均月間所得額…………… 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
- 回復所得額…………… 支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
- 支払対象外期間…………… 就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である200日（妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時は90日）（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中（200日）に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、その支払対象外期間において通算した復職日数が14日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。なお妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払いは支払対象外期間中（90日）に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
- 対象期間…………… 支払対象外期間終了日の翌日から満60歳または満65歳に達する日までの期間（日数）をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間 は、この期間をもって限度とします。ただし、60歳まで補償プラン(T)にご加入の方で保険始期時点での年齢が満55歳以上の方または65歳まで補償プラン(65T)にご加入の方で満60歳以上の方は一律5年間とします。また精神障害による就業障害については、各年齢とも最長3年間とします。

その他ご注意くださいこと

ご継続の場合も必ずご確認ください。

- 特定疾病等対象外について**
- 「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。（注）「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下記記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎、肺気腫など））、肋膜炎、胸膜炎、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血、脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾病、腰痛症、変形性脊髄症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血	など

※ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、きらら保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

その他ご注意いただきたいこと

■保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における年収の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度^(※1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等^(※2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
^(※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。
^(※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（※）加入口数の目安について

口数はご加入直前12か月における年収の区分に応じて設定してください。
※口数の目安は年収区分の7割になるように設定しております。
※年収を超えた保険金額でご加入された場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

年収区分	加入口数の目安（※）	保険金額（月額）		年収区分	加入口数の目安（※）	保険金額（月額）	
		30か月まで	31か月以降			30か月まで	31か月以降
200万円～300万円	4口	4万円	12万円	700万円～800万円	14口	14万円	42万円
300万円～400万円	6口	6万円	18万円	800万円～900万円	16口	16万円	48万円
400万円～500万円	8口	8万円	24万円	900万円～1,000万円	18口	18万円	54万円
500万円～600万円	10口	10万円	30万円	1,000万円以上	20口	20万円	60万円
600万円～700万円	12口	12万円	36万円				

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

つづき

1.クーリングオフ

この保険は日本電信電話株式会社を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入申込書・告知書（加入手続画面）の記載（入力）内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 加入申込書・告知書（加入手続画面）にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※1)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
^(※1) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書・告知書（加入手続画面）の記載（入力）事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ・被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
- ・告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
- ・他の保険契約等^(※2)の加入状況
^(※2) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことになりません。
- ・告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・損保ジャパンまたはきらら保険サービスは告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3) からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3) からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※3) からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
^(※3) 保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

（注）次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)直前の24か月に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業障害（保険金の支払事由）に対しては保険金をお支払いします。
^(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- ＜^(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。＞
（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）でご加入いただいている場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なくきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 被保険者が休職された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なくきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。
- 保険料を給料控除や口座振替等でお支払いがない際は保険料未払い保険期間に遡って解約させていただくこともあります。
- 申込書等（加入手続画面）記載（入力）の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なくきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、きらら保険サービスまたは損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
- ・被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、きらら保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ・他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ・他の保険契約等がある場合 など

<重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の2025年4月1日午後4時に始まります。

- 中途加入の場合
 - ①インターネットでお手続きの場合
毎月14日までにインターネットでお手続きが完了された方は翌月1日（14日過ぎの手続分は翌々月1日）に保険責任が始まります。
 - ②加入申込書（紙）でお手続きの場合
毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日（15日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご通知ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本委任状、代理請求申請書、住民票、 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書 など
身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、入院通院申告書、診察券（写）、運転免許証（写）、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（注1）就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、前記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2）身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容（P.9保険金をお支払いする主な場合とお支

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
以下の項目は、保険料を正しく算出したし、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

払いできない主な場合）をご確認してください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。
ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8.複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社は損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社となります。なお、引受割合については取扱代理店にお問い合わせください。

9.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10.個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

※「注意喚起情報」をご確認いただいた後に、必ずお読みください

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください。

☐ 団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月の所得の平均月間額の所定の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3.お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項 P.8～12）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

【きらら保険サービス（株）の個人情報の取扱いに関するご案内】

いただいた個人情報は当社が委託を受けている保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。その他、当社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（https://www.ki-ra-ra.jp/）の「個人情報保護方針」をご覧くださいませよう願ひ申し上げます。

【きらら保険サービス（株）の個人情報に関するお問い合わせ窓口】

きらら保険サービス株式会社 企画総務部 業務変革室 e-mail：privacy@ki-ra-ra.jp

- ・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ・このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください。（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを記載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入いただくとご利用いただける各種無料の電話相談サービスです。

SOMPO 健康生活サポートサービスのご案内

サービス内容

SOMPO健康・生活サポートサービスは、SOMPOホールディングスグループで共同経営するサービスです。

受付時間
24時間・365日

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。



医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。



専門医相談サービス 予約制

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。



人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診紹介・予約

がんの早期発見につながるという注目をされているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にしながら検査ができるサービスをご紹介します。

介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。



法律・税務・年金相談サービス 予約制

一般的な法律・税務・年金に関するご相談に、弁護士、司法書士、税理士または社労士が電話でお応えします。



メンタルヘルス相談サービス

臨床心理士等が個別にメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

利用時間

平日：9:00～22:00
土曜：10:00～20:00
※日・祝日・年末年始(12/29～1/4)はお休みとさせていただきます。

メンタルITサポート (WEBストレスチェック) サービス

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
(注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
(注7) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限及び利用停止をさせていただきます。
(注8) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。

お電話による
ご相談を承ります。
(最長30分)



加入者さまだけのRIZAP無料サービスのご案内

RIZAPトレーナーによる

無料トレーニング体験を ご加入者さまへ 特別にお届けします!



【サービス内容】

RIZAP店舗への訪問時、もしくはオンラインで以下のサービスを提供します。

- ①体組成測定(対面時のみ)
- ②既往症・食生活・なりたい姿・目標・気になる部位のヒアリング
- ③パーソナルトレーニング体験
- ④食事運動アドバイスおよびプランニング

(注) 各被保険者における上記一連のサービスの利用可能回数は、保険期間中に1回までとなります。

ご加入者さま専用ページからお申込みいただけます。

お申込みの流れ

1

WEB申込み

2

アポイント調整

3

サービス体験

加入者証について

「加入者証」は『WEB加入者カード』に変わります!

加入者証=『WEB加入者カード』はスマホ・WEBからいつでも
閲覧いただけます。
※郵送での「加入者証」送付はいたしません。

トップページの、「ご加入内容の確認・変更」ボタンをクリックします。

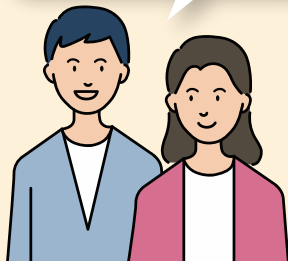


⚠ 注意 「ご加入内容の確認・変更」ボタンは、ご加入いただいている方のみ表示されます。

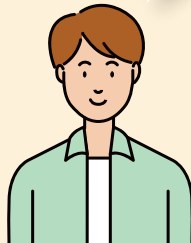
※新規加入および更新後のご加入内容は、4月15日から閲覧できます。
※5月1日以降の中途加入や内容を変更された場合は、お手続き完了月の翌月15日ごろに閲覧できます。

加入したお客さまに話をきいてみました

結婚・出産を機に
夫婦で話し合って
決めました。



発病する前は、体調不良で休むことは
ほぼなく、健康には自信がありました。
しかしある日突然、白血病となりました。
手厚い補償を得られたので、
保険に入っていて本当に良かったと思いました。



保険金の請求はLINEで
出来てとても便利でした！
また対応がスピーディーで
振込までの日数が短くて
助かりました。



きらら保険サービスについて

「大切なものを守りたい」
私たちは、そんなお客さまの願いを
カタチにします



きらら保険サービス
LINE 公式アカウント



きらら保険サービス株式会社はNTTグループの総合保険代理店として、2001年7月に設立されました。設立以来、NTTグループの様々な業務に携わっておられる皆さまはもとより、そのご家族の方々にあった保険をおすすめすることにより、皆様の生活におけるリスクへの備えをサポートさせていただいております。ファイナンシャルプランナーなど、保険の専門家がNTTグループの皆様のお立場に立ち、保険に関する様々なご相談にお応えしています。NTTグループに理解が深い、全国155名の社員が、常にお客様の視点に立ち、「最良のパートナー」となるべく全力で取り組んでいます。

お問い合わせ

●就業障害になられた際のお手続方法

下記損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

【損保ジャパン事故サポートセンター】

0120-727-110 受付時間：
24時間365日

- ① 氏名・連絡先
- ② 身体障害発生日（注）、就業障害開始日
- ③ 病名または傷害の原因、部位、症状など
- ④ 医療機関名、住所、治療医師、連絡先

（注）身体障害発生日とは傷害については傷害の原因となった事故発生日を、病気については医師の診断による発病日をいいます。

●新規申込やご契約の変更に関するお問い合わせ先

取扱代理店

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦 1-2-1 シーバンスN館
カスタマーサポートセンター

0120-590-251

受付時間 平日 午前9:00～午後4:00
(土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

詳しくは
WEBから

きらら保険

検索

<https://www.ki-ra-ra.jp/>

※被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細はきらら保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受保険会社（幹事）

損害保険ジャパン株式会社 情報通信産業部 営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL 050-3808-2265（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

引受保険会社（幹事）



損害保険ジャパン株式会社

東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

承認番号 SJ24-11329 (2024.12.4作成)

2024-076